

「YM f g バランスバック定期預金」規定

「YM f g バランスバック定期預金」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定または自動継続自由金利型定期預金規定により取り扱います。

1. 発売期間

2025 年 12 月 15 日（月）～2026 年 3 月 31 日（火）

2. お申込み対象

個人の方（個人事業主の方を含みます）に限定させていただきます。

3. お預入れの金額

同時にお申込みいただく投資信託の購入額（手数料込み）の 3 倍を上限とします。

4. お預入れの単位

300 万円以上 1 円単位とします。

5. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は 6 か月です。

6. お預入れ利率

①金額 600 万円以上・・・1.0%

②金額 600 万円未満・・・0.5%

・特別金利の適用は、当初預入期間のみで、初回満期日以降は、金額に応じた継続時の店頭表示利率を適用します。

スーパー定期 300・・・金額 300 万円以上 1,000 万円未満

自由金利型定期預金・・・金額 1,000 万円以上

7. 自動継続

（1）「この預金」は、通帳記載の満期日に金額に応じて前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。自動継続後の新元金が 1,000 万円以上となる場合は、同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。

（2）「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期 300」または「自由金利型定期」の 6 か月ものの店頭表示利率とします。

（3）初回満期日の継続は停止できません。

8. 利息

（1）「この預金」の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記 7.（2）の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。

（2）「この預金」の利息は、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

（3）利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（4）当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数により解約日における普通預金の利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。ただし、この場合上記 6. にかかわらず「特別金利」の適用はないものとします。

（5）「この預金」の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

9. 譲渡、質入れの禁止

（1）「この預金」、および通帳、特典は、譲渡または質入れすることはできません。

（2）当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. 規定の変更

（1）本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

（3）第二項による変更は公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

11. その他

この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1 預金者あたり元本合計 1,000 万円までとその利息が保護されます。

以 上

（2025 年 12 月 15 日現在）